

美瑛町学校給食における 食物アレルギー対応指針

平成27年12月

美瑛町教育委員会

<目 次>

1	美瑛町立学校における食物アレルギー対応の方針	1
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 方針	
	(3) 美瑛町教育委員会における食物アレルギー対応支援体制	
2	学校における食物アレルギー対応	2
	(1) アレルギー対応委員会の設置	
	(2) 学校給食における食物アレルギー対応の流れ	
3	学校給食の対応	5
	(1) 学校給食の対応食の基本	
	(2) 食物アレルギー対応の内容	
	(3) 毎月の対応の流れ	
	(4) 給食提供の留意点	
	(5) 教室での対応	
様式 1	食物アレルギーに関する調査 (小学校入学時)	
様式 1 - 1	食物アレルギーに関する調査 (中学校入学時)	
様式 2	面談表 (教職員記入用)	
様式 2 - 1	面談表付表	
様式 3	取組プラン	
様式 4	一部代替食予定表	

1 美瑛町立学校における食物アレルギー対応の方針

(1) 基本的な考え方

食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように学校給食を楽しめることを目指し、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び北海道教育委員会の「学校における食物アレルギー対応の進め方」（以下「進め方」という。）を踏まえ、医師の診断に基づき、美瑛町の学校給食の施設設備等と食物アレルギーを有する児童生徒の実態を総合的に判断し、安全性を最優先とする対応を行う。

(2) 方針

- ① 保護者が学校における特別な配慮や管理を希望する場合には、主治医等の診断に基づき作成される「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と学校が実際の取組に必要なアレルギー疾患に関する情報を的確に把握する。
- ② 各小中学校の校長、養護教諭、栄養教諭等から構成される食物アレルギー対応連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、医療機関、消防機関等との連携体制を構築するとともに、健康管理や対応について検討する。
- ③ 各小中学校では、アレルギー疾患を有する児童生徒の個別の「取組プラン」を作成するなど校内委員会を設けて組織的な対応を行う。

(3) 美瑛町教育委員会における食物アレルギー対応支援体制

① 連絡協議会の設置

ア 目的

アレルギー疾患を有する児童生徒が学校生活を安心して過ごすため、教育委員会が医療関係者、消防機関等の関係者との連携を図ることにより、学校及び調理場の適切なアレルギー対応を支援する。

イ 構成員

学校関係者（校長、養護教諭、栄養教諭等）、医療関係者（学校医等）、消防機関の関係者、保健関係部局（保健師等）、教育委員会等

ウ 開催時期と内容

開催時期		主な内容等
第1回	4月	・美瑛町における食物アレルギー対応の手引について ・各学校におけるアレルギーを有する児童生徒の状況について ・緊急時の対応、搬送先について ・美瑛町におけるアレルギー対応研修について
第2回	12月	・各学校におけるアレルギー対応の取組状況について ・学校給食におけるアレルギー対応の取組状況について
臨時	—	

② 研修の実施及び研修機会の確保

2 学校における食物アレルギー対応

(1) アレルギー対応委員会の設置

① 目的 校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、健康管理や個別の「取組プラン」の作成等を行うとともに、校内の危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内外の研修を企画、実施する。

② 構成 校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、学級担任等

③ 開催時期・検討内容

開催時期	検討内容
第1回 年度初め ※給食の対応が必要な場合は入学式前 ※複数回必要な場合もある	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握の状況について ・個別の「取組プラン」、その他の資料に基づいた対象となる児童の健康管理や対応について ・校内外の支援体制や救急体制について ・緊急時対応マニュアルについて ・教職員の役割分担について
第2回 1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修実施計画について ※消防機関、医療関係者と連携した緊急時の実践的訓練
第3回 3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を評価・検討し、個別の「取組プラン」の改善を行う。
臨時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の対応を行った場合は、事後の検証・改善を行う。 ・アレルギー疾患を有する児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。 ・校外行事、宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。

④ 校内委員会における教職員等の役割

職名	校内体制	取組プラン	保護者との連携	校内研修
校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の役割例の明示 ・関係機関との連携 ・食物アレルギー対応食の検食 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終決定(校長) ・教職員への共通理解を図る ・栄養教諭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等で基本的な考え方を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の確保 ・関係機関への連絡調整(教頭)
学級 担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、他の児童生徒への指導 ・異常状況の早期発見、早期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組プラン(案)の作成※養護教諭・栄養教諭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等による的確な情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のアレルギーに関する情報提供
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、他の児童生徒への指導 ・異常状況の早期発見、早期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組プラン(案)の作成※学級担任・栄養教諭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等による的確な情報把握 ・不安解消へのケア ・児童生徒の実体把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医、学校医等との連携 ・アレルギーに関する医学的情報の提供 ・実施計画(案)作成
栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、他の児童生徒への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組プラン(案)の作成※学級担任・養護教諭との連携 ・調理員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等による的確な情報把握 ・適切な栄養摂取のアドバイスやサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーに関する医学的情報の提供

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の流れ

①【小学校入学時】

対応項目	時期	対応内容（関係様式）
① 食物アレルギーを有する児童の把握	就学時健康診断 【9月下旬～10月中旬】	ア 事前に美瑛町教育委員会から「新入学児童の食物アレルギー調査」（様式1）を配付する。 イ 健康診断時に「新入学児童の学校給食アレルギー調査」を回収する。 ウ アレルギーを有する児童の保護者に対し、美瑛町の学校給食におけるアレルギー対応について説明する。 エ 保護者が配慮等を希望する場合、保護者へ「学校生活管理指導表」の配付及び医療機関への受診指示→保護者は入学予定校に提出する。
② 保護者との個人面談	新1年生保護者説明会 【1～2月】	学校は「面談票」（様式2）と保護者から提出してもらった「学校生活管理指導表」をもとに面談する。 ・対象児童の情報を詳細に得る。 ・申請内容を正しく把握する。 ・面談者：管理職及び養護教諭、学級担任等 ※ 保護者が配慮等を希望しない場合、食物アレルギーを有する児童の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、経過観察や日常指導を行う。
③ 取組プラン（案）の作成	【2月】	面談内容、提出書類をもとに、学校での対応について検討し、取組プラン（案）（様式3）を作成する。 ・対応：学級担任、栄養教諭、養護教諭等 ※校長から依頼を受けた栄養教諭は、調理場における対応を決定する。
④ 「アレルギー対応委員会」による取組プランの検討・決定	【2月】	「アレルギー対応委員会」で、面談結果等に基づき、対象となる児童ごとに、取組プランを検討・決定する。
⑤ 保護者や児童本人との個別面談	【2月下旬～3月上旬】	保護者や児童本人へ対応内容、提供までの流れについて説明する。 ・面談者：管理職及び養護教諭、学級担任等
⑥ 取り組みプランの周知・徹底	【3月・4月】	校長は職員会議等で、「取組プラン」の内容を全教職員に周知徹底して、共通理解を図る。
⑦ 保護者に「一部代替食予定表」の配付・回収	【4月入学受付・入学式】	「一部代替食予定表」（様式4）及び詳細な献立表を配付し保護者が確認したものを回収する。
⑧ 対応開始	【4月給食開始】	誤配、誤食に配慮する。

②【進級時（中学校入学時）】

対応項目	時期	対応内容
① 食物アレルギーを有する生徒の把握	年度末まで【2月】	各学校で、「食物アレルギー調査」（様式1-2）を実施する。 ※中学校入学時は小学校で調査を実施する。
② 保護者へ「学校生活管理指導表」の配付及び医療機関への受診を指示	年度末まで【3月】	ア 保護者が引き続き、学校における配慮等を希望している場合 →「学校生活管理指導表」を配付し、提出後詳しい面談を実施することを伝える。 イ 保護者が配慮等を希望しない場合 →食物アレルギーを有する児童の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、経過観察や日常指導を行う。
③ 保護者及び生徒本人との個別面談	年度末まで【3月】	ア 保護者が「学校生活管理指導表」を提出する。 イ 「面談票」（様式2）、「学校生活管理指導表」をもとに対象生徒の健康状態、症状や対応の変更等の確認を行う。
④ 引継ぎ	年度末まで【3月末】	ア 旧学級担任から新学級担任へ イ 小学校から中学校へ

③【転入時】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入の手続きの際に、各学校で「学校給食食物アレルギー調査」（様式1）を配布し、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う ・ 面談票に基づき保護者と面談し、学校における配慮や管理の必要の有無を確認する。 ・ 保護者が配慮等を希望する場合は、学校は「学校生活管理指導表」の配付及び医療機関への受診を指示する。 <p>【小学校入学時の対応】以降の流れで対応を進めていく。</p>

④【新規発症時】～各学校で対応

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者から学校に報告を受ける。 ・ 面談票（様式2）に基づき、保護者と面談し、学校における配慮や管理の必要の有無を確認する。 ・ 保護者が配慮等を希望する場合は、学校は「学校生活管理指導表」の配付及び医療機関への受診を指示する。 <p>・ 【小学校入学時の対応】以降の流れで対応を進めていく。</p>
--

3. 学校給食の対応

(1) 学校給食の対応食の基本

<ul style="list-style-type: none"> ・そば、落花生は新規発症の原因となりやすく、アナフィラキシーなど重篤な症状を起こしやすいため、学校給食の献立には使用しない。 ・飲用牛乳は、乳アレルギーや乳糖不耐症との医師の診断により、飲むことができないとされた場合に限り除去対象とする。乳アレルギーの場合は、完全除去を基本とする。 ・安全な学校給食を提供するため、アレルギー対応を踏まえた献立内容の検討、使用食品の選定等を定期的に行う。 ・献立作成から配膳までの各段階におけるチェック機能を強化する。

(2) 食物アレルギー対応の内容

対応	内容	原因食品
詳細な献立表対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付。※加工食品は原材料の配合表を添付 ・保護者の指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる。 ※一部代替食対応も同様に詳細な献立表の提示	
弁当対応 (持参食対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部弁当対応は、代替食の対応が困難な料理に対して、家庭から弁当(代替食)を持参。 	もち米、卵、牛乳、魚介類、果物
	<ul style="list-style-type: none"> ・完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参。 	

(3) 毎月の対応の流れ

① 栄養教諭	ア アレルギー一部代替食の献立と原材料表の作成 (食材の詳細な献立表「保護者確認欄付」)
② 各 学 校	ア 詳細な献立表の配付 <学級担任→保護者>
③ 各 家 庭	ア 詳細な献立表の確認 <保護者チェック事項を確認→学級担任>
④ 栄養教諭	ア 一部代替食予定表(確認済み) <各学校→栄養教諭> イ 調理指示書の作成 ウ 調理実施
⑤ 養護教諭	ア 一部代替食一覧表を学級担任へ提供 イ 代替食個別シールを作成し調理員へ提供

(4) 給食提供の留意点

① 誤調理の防止のための留意事項		担当者
事前	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭が作成したアレルギー対応食の調理指示書を全員で確認する。 ・アレルギー一部代替食を担当する調理員を指定する。 ・原因食品や調理方法等を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食品を置く位置や扱い方、配食方法などを全員で確認する。 	調理員
調理作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・揚げ物は未使用の油を使い、最初にアレルギー一部代替食分を調理する ・アレルギー一部代替食の指示書をもとに、誤調理がないか、複数の調理員で確認する。(ダブルチェック) ・万が一、混入や取り忘れが起こった場合は、提供を中止する。 	調理員
② 誤配防止のための留意事項		
教室	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食を確認し、対象児童生徒に渡す。 ・自ら個人容器から料理を食器に移し替えて食べる。 	学級担任等 対象児童生徒
④ その他の留意事項		

(5) 教室での対応

① 【配慮・確認事項】

<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任等は、学級の児童生徒にも理解させ、本人が精神的負担を感じることがないように配慮する。 ・保護者確認済の「対応食予定表」、詳細な献立表のコピーを保護者と関係職員が持ち、情報を共有する。 ・学級担任が給食の時間に不在となる場合は、代替りの教諭へアレルギー対応の内容を引き継ぐ。

	代替食を提供する場合	当該児童生徒が除去する場合	弁当を持参する場合
給食準備	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒		
	<ul style="list-style-type: none"> ○個々に用意されている配膳の受け取りを確認する。 ○原因食品を含む料理が当該児童生徒に付着しないよう座席等にも配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の発達の段階により、必要に応じて学級担任等の指導のもとに確実に除去できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> (登校時確認) ○持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
★食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番をする場合は、原因食品を含む料理に触れないよう、配慮する。			
給食準備	学級担任等→他の児童生徒		
	<ul style="list-style-type: none"> ○誤配のないように指導する。 ○原因食品を含む料理が当該児童生徒の給食に付着しないように指導する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○持参した弁当を食器に盛りつける場合は必要な食器を配るよう指示する。
給食の時間	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒		
	<ul style="list-style-type: none"> ○当該児童生徒に代替食が確実に配食されたかどうか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○除去して食べていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当を食べているか確認する。
	★食事中は、接触や誤食に十分配慮する。 ★当該児童生徒が原因食品を含む料理をおかわりしないように指導する。		
	学級担任等→他の児童生徒		
給食の時間	★アレルギーは好き嫌いではないことを理解させ、強要したり、勧めたりしないように指導する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・誤食があった場合には、食物アレルギーの緊急時対応マニュアルに沿って全職員で対応にあたる。 		
給食終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒の健康観察を行う。 ・給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。 ・異常があった場合は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに沿って全職員で対応にあたる。(必要に応じて所持薬使用・救急車要請・保護者連絡等) 		